

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成 28 年度第 2 回）議事概要

開催日及び場所	平成 29 年 6 月 28 日（水） 東京国立博物館平成館第 2 会議室	
出席委員 （敬称略）	○委員長代理 鮎川 眞昭（公認会計士） ○委員 西浦 忠輝（特定非営利活動法人文化財保存支援機構副理事長） 日高 和繁（株式会社三越伊勢丹日本橋本店営業計画担当） 久留島 典子（独立行政法人国立文化財機構監事）	
審議対象期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ※平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 31 日（随意契約見込）を含む。	
個別審査対象案件	188 件	○議 事
平成 28 年度（10～3 月期）契約（前回競争性のない随意契約）	4 件	1. 平成 28 年度（10～3 月期）契約点検（前回競争性のない随意契約） 2. 平成 28 年度（10～3 月期）契約点検（前回一者応札・一者応募） 3. 平成 28 年度（10～3 月期）契約点検（競争性のない随意契約） 4. 平成 28 年度（10～3 月期）契約点検（一者応札・一者応募） 5. 平成 28 年度（10～3 月期）契約点検（その他案件） 6. 平成 29 年度（上半期見込）契約点検（前回競争性のない随意契約） 7. 平成 29 年度（上半期見込）契約点検（競争性のない随意契約） 8. 平成 28 年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価について 9. 平成 29 年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の策定について
平成 28 年度（10～3 月期）契約（前回一者応札・一者応募）	6 件	
平成 28 年度（10～3 月期）契約（競争性のない随意契約）	60 件	
平成 28 年度（10～3 月期）契約（一者応札・一者応募）	56 件	
平成 28 年度（10～3 月期）契約（その他案件）	59 件	
平成 29 年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）	該当なし	
平成 29 年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）	3 件	

※委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括については、【別紙 1】のとおり

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成 28 年度（10～3 月期）契約（前回競争性のない随意契約）の点検</p> <p>（1）該当の契約 4 件について</p> <p>②「京浜急行線羽田空港ターミナル駅広告媒体掲出業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通広告の効果について検討したか。 <p>（2）総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度（10～3 月期）契約（前回競争性のない随意契約）について、妥当であると判断する。 <p>2. 平成 28 年度（10～3 月期）契約（前回一者応札・一者応募）の点検</p> <p>（1）該当の契約 6 件について</p> <p>③「東京国立博物館電話案内代行業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性が高いとは考えにくい業務であるが、仕様書受領業者件数が昨年と比較して減少している。応札辞退理由は。 <p>（2）総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度（10～3 月期）契約（前回一者応札・一者応募）について、妥当であると判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定として平成 27 年度にアンケート調査を実施しております。また、近年は広告自体の魅力を高めて効果を上げることを目指しています。以前検討の結果を委員会に報告し、了承をいただいている案件です。（委員会後：検討結果については【別紙 2】にまとめています。） <ul style="list-style-type: none"> ・仕様を満たせない理由についてヒアリングを実施していきたく存じます。（委員会後：辞退理由については【別紙 3】にまとめています。）

<p>3. 平成 28 年度（10～3 月期）契約（競争性のない随意契約）の点検</p> <p>（1）該当の 60 件について 特段の質疑事項はなかった。</p> <p>（2）総括 ・平成 28 年度（10～3 月期）契約（競争性のない随意契約）について、妥当であると判断する。</p> <p>4. 平成 28 年度（10～3 月期）契約（一者応札・一者応募）の点検</p> <p>（1）該当の契約 56 件について ・一般競争入札の手続きをとっていても複数の応募がないというのはそれだけ要件を満たすことが難しいということか。</p> <p>（2）総括 ・平成 28 年度（10～3 月期）契約（一者応札・一者応募）について、妥当であると判断する。</p> <p>5. 平成 28 年度（10～3 月期）契約（その他案件）の点検</p> <p>（1）該当の契約 59 件について 特段の質疑応答はなかった。</p>	<p>・一者応札になる原因は様々です。例えば、現金振込・集金業務のような契約では新規参入者は機器の設置費用を負担しなくてはならないという問題があります。他にも機器の保守業務等、専門性が求められるものや著作権で保護されているもの、または文化財の修理のように知見や経験が必要なものについては他の業者の参入が困難な場合があります。</p>
---	--

(2) 総括

・平成 28 年度の（10～3 月期）契約（その他案件）について、妥当であると判断する。

6. 平成 29 年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）の点検

(1) 該当の契約なし。

(2) 総括

・平成 29 年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）については、妥当であると判断する。

7. 平成 29 年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）の点検

(1) 該当の契約 3 件について
特段の質疑事項はなかった。

(2) 総括

・平成 29 年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）については、妥当であると判断する。

8. 平成 28 年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価について

(1) 自己評価について
特段の質疑応答はなかった。

(2) 総括

・平成 28 年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価については、妥当であると判断する。

9. 平成 29 年度独立行政法人国立文化財機構調達
等合理化計画の策定について

(1) 策定について

特段の質疑応答はなかった。

(2) 総括

・平成 29 年度独立行政法人国立文化財機構調達
等合理化計画の策定については、妥当であると判
断する。

以上